宇陀市地球温暖化対策実行計画策定等業務

公募型プロポーザル実施要領

**第１ 目的**

本実施要領は、宇陀市地球温暖化対策実行計画策定等業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

**第２ 事業概要**

(1) 事業名称

宇陀市地球温暖化対策実行計画策定等業務

(2) 事業内容

「宇陀市地球温暖化対策実行計画策定等業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 提案限度額

12,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。) の範囲内とする。

なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

**第３ 参加資格要件**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たしている者とする。

1. 指名停止期間中又は入札参加停止期間中でないもしくは、提案書提出日までに停止期間が解除される事業者であること。（解除後の参加とすること。）
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
3. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
4. 宇陀市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第21号）第6条に規定する排除対象となっていない者であること。

(5)同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。

(6)提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(7)「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）及び地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、改定業務について受託し、完了した実績があること。

(8)「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）及び地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、改定業務について実績を有する者を本件の管理技術者及び主要な担当者に配置すること。

**第４　事業者の選定方法**

選定方法は公募型プロポーザル方式とし、宇陀市地球温暖化対策実行計画策定等業務委託事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という）の委員が、提出された提案資料・プレゼンテーション・ヒアリングなどの内容の優秀性について審査し、合計点数の最も高いものを優秀提案者に選定する。選定委員会の選定結果を踏まえ、市は最優秀提案者と協議し、契約締結の交渉を行う。契約に至らなかった場合は、次点提案者と協議し、契約締結の交渉を行う。なお、参加申込者が1者となった場合は、参加要件を満たしていれば審査を実施する。

**第５ 主なスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 手順 | 日時 |
| 公募開始 | 令和 5年 5月15日（月） |
| 質問書受付期限 | 令和 5年 5月19日（金） |
| 質問回答日 | 令和 5年 5月23日（火） |
| 参加申込書、企画提案書等の提出期限 | 令和 5年 6月 5日（月） |
| プレゼンテーション、ヒアリング審査 | 令和 5年 6月12日（月） |
| 選考結果の通知・公表 | 令和 5年 6月14日（水） |
| 契約締結 | 6月中旬締結予定 |

**第６ 質問の受付及び回答**

(1) 質問の提出方法

質問書(第8号様式)に質問事項を記載の上、電子メールで送付すること

1. 提出先：「13 担当事務局」に記載のメールアドレス
2. 受付期間：令和5年5月15日(月）から令和5年5月19日(金）17時まで

(2) 質問の回答方法

質問及びその回答の内容は、令和5年5月23日（火）17時まで(予定)に本市ホームページ上にて公開する。

**第７ 参加手続き**

(1) 提出方法

事前に電話連絡の上、宇陀市役所政策推進部企画課に持参又は郵送すること。

併せて、電子メールでも提出すること。

提出期限：令和5年6月5日(月)17時〔必着〕

(2) 提出書類及び提出部数

提出書類 提出数

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 提出数 |
| 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1-1号） | 1部 |
| 宣誓書（様式第1-2号） | 1部 |
| 会社概要書（様式第2号）※会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。 | １部 |
| 企画提案書提出書（様式第3号）・仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順、業務スケジュールを記載すること。　・用紙はＡ４とし、20枚程度にまとめること。なお、参考資料がある場合はそこに含めなくてもよい。　・企画書の提出は１社１案とする。 | 8部 |
| 業務実施体制（様式第4号） | 8部 |
| 業務管理者の業務実績（様式第5号） | 8部 |
| 業務担当者の業務実績（様式第6号） | 8部 |
| 業務実績表（様式第7号） | 8部 |
| 見積書及び見積内訳書（自由様式） | 8部 |

(3) その他

提出後の提案資料の変更や追加などは、原則不可とする。提案資料の作成や郵便料など、本件に係る全ての費用は提案者の負担とする。市は、受理した提案資料は返却しない。また、市は提案資料を事業経過説明に無償で使用することができるものとし、それ以外には使用しない。本件は最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は必ずしも提案内容に沿うものではない。

**第８ プレゼンテーション、ヒアリング審査**

提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時：令和5年6月12日(月)

(2) 場所：宇陀市役所庁舎内（奈良県宇陀市榛原下井足17-3）

(3) 時間：提案者1者につき約25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

(4) その他

1. 日時や場所などの詳細は、参加申し込みの受け付け終了後通知する。
2. 審査会場への入室は、提案者1者につき3名以内とする。
3. 当日の資料は提出済みの提案資料のみとし、変更や追加などは原則不可とする。

**第９ 審査**

宇陀市が設置する選定委員会において別表の「宇陀市地球温暖化対策実行計画策定に係る調査等業務委託事業者評価基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

審査結果は、全参加者に通知し、この際、自己の結果のみを通知する。また、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。

なお、審査結果は市ホームページへも掲載します。この場合において参加者の名称については、最優秀提案者のみ公表する。

**第１０　契約の締結**

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、業務委託契約を締結します。契約内容は提案にそって協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、契約内容の一部を変更する場合がある。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととします。

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

**第１１　失格事項**

次のいずれかに該当したものは失格とする。

1. この実施要領に定める手続き以外の方法により、本市の職員及び本市の関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合。
2. プレゼンテーションの時間に遅れた場合。
3. 提出された見積額が、提案限度額を超過している場合。
4. 提出書類について、提出方法、提出期間に適合しない場合。
5. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。虚偽の内容が記載されている場合。

**第１２　 留意事項**

(1)応募者は応募書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承認したもの　とする。

1. 応募に要した経費は、全て応募者の負担とする。
2. 同一及び同一とみなしうる応募者の複数応募を禁止する。
3. 応募者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。
4. 応募者が本業務の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託に関する事項を記載した書類(任意様式）を提出しなければならない。
5. 応募者が、契約締結後に再委託先の変更等を行う場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で本市の承認を受けなければならない。
6. 応募書類提出後の応募書類の変更はできないものとし、提出された応募書類は返却しない。
7. 本市は、取得した個人情報について受託業者の決定に係る目的以外に使用せず、第三者に情報提供しない。
8. 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

(2)提案の事態

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに下記「第13　担当事　務局」まで連絡するとともに、書面（任意様式）にて辞退の届け出をしてください。

(3) プロポーザルの延期、取り止め等

本プロポーザルは、都合により延期し、又は取り止める場合がある。この場合において、参加者は、異議を申し立てることはできず損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

**第１３ 担当事務局**

宇陀市政策推進部企画課 （担当）東峯

〒633-0292　奈良県宇陀市榛原下井足17-3

☎：0745-82-1362 E-mail：kikaku@city.uda.lg.jp